

令和7年度「ふくしまゼロカーボン宣言」事業（事業所版）実施要領

令和7年6月2日
環 境 共 生 課

1 目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、福島県内のオフィス、店舗、工場等（以下「事業所」という。）において、県が示す気候変動対策に取り組むことを宣言することで、自主的な地球温暖化対策を推進し、環境配慮意識の醸成を図る。

2 主催

福島県

3 参加対象

県内に所在地を有する事業所

4 事業内容

(1) 事業種別部門

対象事業種は次に掲げる3部門とし、その分類は別表のとおりとする。

ア 産業部門

イ 運輸部門

ウ 民生業務部門

(2) 取組内容＜令和6年度から継続＞

下記の共通項目のア～ウの3つの取組と各部門の1つについて取り組むものとする。

なお、共通項目ウ及び各部門の取組は導入の検討のみでも可とする。

【共通項目】

ア 二酸化炭素排出量の見える化

イ 節電・節水

ウ 再生可能エネルギーの導入・活用

【産業部門】

設備の運用改善や省エネ設備の導入

【運輸部門】

自動車の燃費向上に向けた対策の実施

【民生業務部門】

照明設備の運用改善や省エネ設備の導入

5 参加手続

(1) 申込方法

ア 前年度参加事業所

前年度に「ふくしまゼロカーボン宣言事業」に参加していた事業所は、引き続き事業に参加するものとみなし、参加のための手続きは不要とする。

ただし、前年度から団体の情報に変更がある場合はアンケートフォームにより電子申請を行うものとする。

イ 新規参加事業所

令和7年度に新たに参加を希望する事業所は、アンケートフォームにより電子申請を行うものとする。

(2) 申込期間

令和7年6月2日から令和8年3月31日とする。

(3) その他

参加申込のあった事業所に対しては、事業所内での取組促進及び取組状況の見える

- 化に資するため、以下の啓発物品を配布する。
- ア 「ふくしまゼロカーボン宣言」への取組を明示するもの（電子データ）
- イ 二酸化炭素排出量計算ツール（電子データ）

6 取組内容の集計

県は申込状況について、適時に集計・公表する。なお、集計・公表する内容と方法は次のとおりとする。

- (1) 内容
- ・ 参加事業所一覧
 - ・ 事業所種別ごとの参加状況
- (2) 公表方法
- ・ ホームページによる公表
 - ・ その他、県が開催する会議等における公表

7 その他

本実施要領に定めるほか、この事業の実施に必要な事項は、福島県生活環境部長が別に定める。

別表

部門	業種
産業部門	農業・林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業
運輸部門	運輸業・郵便業
民生業務部門	電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、生活関連サービス・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されるものを除く）、分類不能の産業

※「業種」は日本標準産業分類における大分類による。